

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの



# 長崎県公報

## 目 次

◎ 規 則	所管課（室）名
○長崎県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則	畜 産 課
◎ 告 示	
・一般競争入札の参加者の資格等	環境保健研究センター
・沿岸漁業改善資金の貸付けの事業に係る公金の収納事務の委託	水 産 経 営 課
・保安林の指定の解除の予定（2件）	林 政 課
◎ 公 告	
・一般競争入札の実施	環境保健研究センター
・特定計量器定期検査の実施	計 量 検 定 所
・大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（4件）	経 営 支 援 課
・土地改良区の定款変更の認可	農 村 整 備 課
・土地改良区の役員の就退任	"
・住宅確保要配慮者居住支援法人の指定	住 宅 課
◎ 公安委員会告示	
・警備員等に対する検定の実施	生 活 環 境 課
・地域交通安全活動推進委員の辞職の承認	交 通 企 画 課
◎ 選挙管理委員会告示	
・長崎県知事選挙における選挙の効力及び当選の効力に関する異議の申出に対する決定	選挙管理委員会書記室
◎ 人事委員会公告	
・長崎県職員採用試験（大学卒業程度）の実施	人事委員会事務局
◎ 有明海自動車航送船組合監査委員公告	
・定期監査結果に基づく措置の公表	有明海自動車航送船組合
・財政援助団体等の監査結果に基づく措置の公表	"

## 規 則

長崎県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則をここに公布する。

令和4年4月15日

長崎県知事 大石 賢吾

### 長崎県規則第22号

長崎県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則

長崎県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則（令和4年長崎県規則第22号）を次のように制定する。

長崎県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則

（趣旨）

第1条 この規則は、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和3年法律第34号。以下「法」という。）及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和3年農林水産省・国土交通省令第6号。以下「省令」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語は、法及び省令において使用する用語の例による。

（畜舎建築利用計画の認定の申請の添付書類）

第3条 省令第64条第1項の規定により知事が必要と認める図書は、別表1に掲げる書類とする。この場合、次の各号に掲げる書類は、当該各号に定める様式により作成しなければならない。

- 一 省令第66条第6号で定める事項及び市町が定める建築等に関する条例等を遵守している旨の誓約書 様式第1号
- 二 畜舎建築利用計画チェックリスト 様式第2号
- 三 アスベスト調査報告書 様式第3号

（仮使用の認定の申請の添付書類）

第4条 省令第76条第1項の規定により知事が必要と認める図書及び書類は、別表2に掲げる図書とする。

（申請の取下げ）

第5条 法第3条第1項、法第4条第1項及び法第6条第2項ただし書の規定その他法令の規定により知事に申請を行った者で、当該申請を取り下げようとするときは、様式第4号によりその旨を知事に届出なければならない。

（建築等又は利用の取りやめ）

第6条 法第3条第1項の認定を受けた者（以下「認定計画実施者」という。）は、認定を受けた畜舎建築利用計画に基づく畜舎等の建築等又は利用を取りやめようとするときは、様式第5号によりその旨を知事に届出なければならない。

（認定の取消し）

第7条 法第16条第2項の規定により、知事が認定を取り消したときは、同第3項の規定によりその旨の通知を行うとともに、その旨を公表することとする。

（利用状況の報告）

第8条 省令第91条の規定により、認定計画実施者は、畜舎等の利用の状況の報告について、省令第75条で定める認定畜舎等の建築等工事完了届が提出された年から5年ごとの8月末日までに行うこととする。

（避難訓練の実施の報告）

第9条 認定計画実施者は、避難訓練の実施について、前条の報告の際に、併せてその前年度の実施状況を報告すること。ただし、畜舎等が省令第1条第1号のA構造畜舎等である場合は、この限りではない。

（大規模畜舎等における可燃物の設置の報告）

第10条 認定計画実施者は、省令第19条本文又は省令第20条ただし書の規定の適用を受けるものである場合は、火災の発生のおそれのある設備の周辺及び渡り廊下に可燃物を存置していないことについて、第8条の報告の際に、併せてその前年度の実施状況を報告すること。

（畜舎等滞在時間確認表の掲示）

第11条 認定計画実施者は、畜舎等の滞在時間について、畜舎等滞在時間確認表（様式第6号）を作成するとともに、同表を畜舎等の確認しやすい場所に掲示すること。

（書類の提出先）

第12条 法、省令及びこの規則の規定により知事に提出する書類は、農林部畜産課に提出すること。

（公表）

第13条 知事は、法、省令及びこの規則の規定により公表する事項は、長崎県公報及び長崎県ホームページに掲載するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表1（第3条関係）

	区分	必要な書類
(1)	全ての畜舎等	添付書類一覧 省令第66条第6号で定める事項及び市町が定める建築等に関する条例等を遵守している旨の誓約書（様式第1号） 畜舎建築利用計画チェックリスト（様式第2号）
(2)	省令第38条第2項に該当する畜舎等	建築基準法施行細則（昭和46年長崎県規則第66号）第15条の規定を準用するものとし、同条の規定により提出された届出書の写し
(3)	都市計画区域内の特例畜舎等	省令第44条から第59条までに定める事項に該当する場合は、各条の基準を満たしていることが確認できる書類
(4)	省令第65条で定める規模を超える畜舎等	省令第67条で定める者が行う審査の事務において発行された適合証
(5)	崖に近接する敷地に建築等を行う場合	崖と敷地の断面図
(6)	畜舎等の敷地の地盤面と道路又は隣地の地盤面とに高低差がある場合	高低差を明示した断面図
(7)	畜舎等の増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替を行う場合	アスベスト調査報告書（様式第3号）
(8)	その他関係法令等に基づき知事の認定等を受けた畜舎等	当該認定等に係る書類の写し

別表2（第4条関係）

	必要な書類
(1)	別紙で定める安全計画書に係る敷地等及び仮使用申請部分の現況が確認できる写真等
(2)	別紙で定める安全計画書のうち「Ⅳ. 工事により機能の確保に支障が生じる避難施設等、その他の安全施設等及びその代替措置等」から「Ⅵ. 防火管理体制」までの概況及び管理体制等が確認できる写真等

別紙（第4条関係）

安全計画書（工事計画書）				Ⅲ. 基本的な施工計画		
Ⅰ. 工事計画概要				1. 工事施工手順の概要（概念図）		
1. 工事名称						
2. 工事場所						
3. 工事種別						
4. 建築概要	イ. 用途		ロ. 構造			
	ハ. 高さ	軒の高さ	最高の高さ			
	ニ. 階数	地上 階	地下 階	塔屋 階		
	ホ. 建築面積	m <sup>2</sup>		ヘ. 延べ面積	m <sup>2</sup>	
5. 昇降機・建築設備又は工作物の概要				2. 工事区画の位置及び構造	別添図面に（工事区画の位置は朱線で）表示	
Ⅱ. 仮使用認定申請部分				3. 工事工程	別添工事工程表に表示	
1. 仮使用部分	別添図面に黄緑色で表示			4. 工事用資材等の搬出入及びその管理方法		
2. 用途		3. 申請面積	概ね	m <sup>2</sup>		
(注意)						

IV. 工事により機能の確保に支障が生じる避難施設等、その他の安全施設等及びその代替措置等					
	種 類	箇 所	工事期間及び時間	代替措置の概要	管理の方法
1. 避難施設等	イ. 廊下その他の通路 ロ. 直通階段等 ハ. 地下道等 ニ. スプリンクラー設備等 ホ. 排煙設備 ヘ. 非常用の照明装置 ト. 非常用の昇降機 チ. 防火区画				
2. その他の安全施設等	イ. 消防用設備等 (1に含まれるものを除く.)  ロ. 非常用の進入口  ハ. その他				

V. 出火危険防止 (火災発生のおそれのあるものに限る)			
	種 類	集積又は設置方法	管理の方法
1. 火気使用			
2. 危険物等	イ. 危険物		
	ロ. 可燃性工事用資材		
3. 機械器具			

VI. 防火管理体制			
1. 火災予防対策	イ. 工事部分の対策及び組織		2. 災害発生時の対策及び自衛消防組織
	ロ. 使用部分の対策及び組織		
3. 使用部分と工事部分の相互の連絡体制			
4. 教育・訓練の実施状況			

様式第1号（第3条関係）

## 誓 約 書

法第3条第1項に基づく申請を長崎県知事に行うに当たり、申請に係る畜舎等の建築等によって、申請者が所有する当該畜舎等及び当該畜舎等以外の建築物並びにその敷地が、畜舎等の建築等に関する法令及び市町が定める建築等に関する条例・規則等を遵守していることを誓約いたします。

なお、万一違反不正の行為があった場合において認定取消しの処分を受けても異議はありません。

年 月 日

長崎県知事 様

申請者の住所又は  
主たる事務所の所在地  
申請者の氏名又は名称  
申請者の連絡先  
代表者の氏名

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第2号（第3条関係）

## 畜舎建築利用計画チェックリスト

下記の事項について、該当する基準等を満たしている場合は✓を付けること。  
（該当しない場合は斜線を引くこと）

【確認欄】

(1) 敷地等に関する事項	法、省令、規則その他県及び市町が定める地区計画等が定める建蔽率以内で畜舎等の建築等を行っている。	
	法、省令、規則その他県及び市町が定める地区計画等が定める容積率以内で畜舎等の建築等を行っている。	
	法、省令、規則その他県及び市町が定める地区計画等が定める高さ以内で畜舎等の建築等を行っている。	
(2) 工作物等に関する事項	飼料保管庫、擁壁等の工作物について、建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく確認申請等の手続きを行っている。（注）	
(3) 省令第69条に関する事項のうち、該当する事項	消防法（昭和23年法律第186号）第9条及び第17条	
	屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第3条から第5条まで（広告物の表示及び広告物を掲出する物件の設置の禁止又は制限に係る部分に限る。）	
	港湾法（昭和25年法律第218号）第40条第1項	
	高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第24条	
	ガス事業法（昭和29年法律第51号）第162条	
	駐車場法（昭和32年法律第106号）第20条	
	水道法（昭和32年法律第177号）第16条	
	下水道法（昭和33年法律第79号）第10条第1項及び第3項、第25条の2並びに第30条第1項	
	宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条第1項及び第12条第1項	
	流通業務市街地の整備に関する法律（昭和41年法律第110号）第5条第1項	
	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第38条の2	
	都市計画法（昭和43年法律第100号）第53条第1項及び同条第2項において準用する同法第52条の2第2項	
	都市緑地法（昭和48年法律第72号）第39条第1項	
	自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第5条第4項	
浄化槽法（昭和58年法律第43号）第3条の2第1項		
特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第10条		
都市計画区域等における畜舎等の建蔽率及び高さに関する事項（省令第2章第3節関連）	省令第44条から第59条までに定める事項に該当する場合は、別表1(3)に掲げる書類の提出を行っている。	

（注）畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律では、畜舎等の建築物について建築基準法の適用除外としているが、飼料保管庫等の工作物については同法の対象となっていないため、建築基準法に基づく申請等が必要となる。

上記の内容に相違ありません。

年 月 日

申請者の住所又は  
主たる事務所の所在地  
申請者の氏名又は名称  
申請者の連絡先  
代表者の氏名

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第3号（第3条関係）

アスベスト調査報告書

年 月 日

長崎県知事 様

申請者の住所又は  
主たる事務所の所在地  
申請者の氏名又は名称  
申請者の連絡先  
代表者の氏名

既存建築物のアスベスト使用状況について、調査した結果を報告します。  
この報告書に記載した事項は、事実と相違ありません。

1 調査者	資格	( ) 級建築士 ( ) 登録 第 号		
	氏名			
	建築士事務所名	( ) 級建築士事務所 ( ) 知事登録 第 号		
	所在地			
	電話番号			
2 計画概要 (工事建物)	建築物の名称			
	確認済証年月日	年 月 日	確認済証番号	第 号
	検査済証年月日	年 月 日	検査済証番号	第 号
	建築場所			
	建築物の概要	用途	構造	階数 地上 階/地下 階
	工事種別	<input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 大規模の修繕 <input type="checkbox"/> 大規模の模様替 <input type="checkbox"/> 用途変更		
	既存・増改築部分 の面積関係		着手年月日	延べ面積
		今回増改築部分		m <sup>2</sup>
		基準時以降増改築部分	年 月 日	m <sup>2</sup>
		計		m <sup>2</sup> A
	既存部分		m <sup>2</sup> B	
※基準時 平成18年10月1日				
3 調査結果	石綿等規制材料の有無	<input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し		
	石綿等規制材料の有無	使用商品名		
		施工部位	<input type="checkbox"/> 建築物	<input type="checkbox"/> 柱 <input type="checkbox"/> 梁 <input type="checkbox"/> 壁 <input type="checkbox"/> 屋根 <input type="checkbox"/> 床 <input type="checkbox"/> 設備（使用部位： ） <input type="checkbox"/> その他（使用部位： ）
			<input type="checkbox"/> 工作物	工作物の種類：（ ） 使用部位：（ ）
		石綿含有量	%	
	石綿含有量証明資料	<input type="checkbox"/> メーカーカタログ添付 <input type="checkbox"/> メーカー証明書添付 <input type="checkbox"/> 検査機関による証明書添付 （検査機関名： ）		
		石綿等規制材料施工範囲図	別添のとおり	

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第4号（第5条関係）

## 畜舎建築利用計画の申請取下げ届

年 月 日

長崎県知事 様

申請者の住所又は  
主たる事務所の所在地  
申請者の氏名又は名称  
申請者の連絡先  
代表者の氏名

年 月 日付けで申請した畜舎建築利用計画については、下記の理由により申請を取り下げたいので届け出ます。

記

1. 認定に係る畜舎等の工事施工予定地又は所在予定地
2. 申請取下げの理由

（備考）

1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
2. 畜舎建築利用計画の申請の取下げに係る理由を具体的に記載すること。

様式第5号（第6条関係）

## 畜舎建築利用計画の取りやめ届

年 月 日

長崎県知事 様

申請者の住所又は  
主たる事務所の所在地  
申請者の氏名又は名称  
申請者の連絡先  
代表者の氏名

年 月 日付認定番号第 号で認定を受けた畜舎建築利用計画については、下記の理由により取りやめたいので届け出ます。

記

1. 畜舎建築利用計画の認定番号及び認定年月日

- 2. 認定に係る畜舎等の工事施工地又は所在地
- 3. 取りやめの理由

(備考)

- 1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2. 畜舎建築利用計画の取りやめに係る理由を具体的に記載すること。

様式第6号（第11条関係）

← 20cm以上 →

↑  
15cm  
以上  
↓

**畜舎等滞在時間確認表**

	畜舎等の清掃 (家畜排せつ物の搬出含む)	飼料の給与等	搾乳	その他家畜の観察等
滞在時間 (時間/人)				
延べ滞在時間 (時間)				

総滞在時間 \_\_\_\_\_ 時間

一人当たり滞在時間 \_\_\_\_\_ 時間

※本表を畜舎等で確認しやすい場所に掲示すること

## 告 示

### 長崎県告示第310号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和4年4月15日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 調達する物品の種類  
 調達する物品の種類は、次のとおりとする。  
 四重極飛行時間型高速液体クロマトグラフ質量分析装置一式の賃貸借
- 2 競争入札に参加することができない者
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
  - (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
  - (3) この告示の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排

除措置を受けている者

- (4) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
  - (5) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
  - (6) 原則として1年以上の営業実績を有しない者
- 3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等
- (1) 申請の時期  
この告示の日から令和4年5月9日（月）午後5時までとする。
  - (2) 申請書の入手方法  
競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。  
また、長崎県出納局物品管理室ホームページからダウンロードすることにより入手することもできる。
  - (3) 申請書の提出方法  
申請者は、次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。
    - ア 法人にあっては、次の(ア)及び(イ)
      - (ア) 登記簿謄本
      - (イ) 前事業年度の決算報告書のうち貸借対照表及び損益計算書
    - イ 個人にあっては、次の(ア)、(イ)及び(ウ)
      - (ア) 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
      - (イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書
      - (ウ) 前年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書
    - ウ 県税に関し未納がないことを証する証明書
    - エ 消費税及び地方消費税課税業者にあっては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

【注】上記「ウ」「エ」について  
新型コロナウイルス感染症の影響で納税が困難となり税の徴収を猶予されている場合は、下記の書類を添付することで、当該証明書に代えることができる。  
○長崎県税：新型コロナウイルス感染症による特例制度の「徴収猶予許可通知書」※備考欄に徴収猶予を行っている税目以外については 月 日現在の未納額はありませぬ。の記載があるもの。  
○国税：「徴収猶予許可通知書」

    - オ 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し
    - カ 印鑑届（様式第2号）
    - キ 口座振替申込書（様式第3号）
    - ク 取扱品目明細書（様式第4号）
    - ケ 代理店、特約店等の契約明細書（様式第5号）
    - コ 物品関係の不適切な経理処理に係る誓約書（様式第9号）
    - サ その他知事が必要と認める書類
  - (4) 申請書等の作成に用いる言語  
ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。  
イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。
  - (5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先  
〔住所〕〒850-8570長崎市尾上町3-1  
〔名称〕長崎県出納局物品管理室  
〔電話〕095-895-2884  
〔長崎県出納局物品管理室ホームページアドレス〕<https://treasury.pref.nagasaki.jp/>
- 4 資格審査結果の通知  
資格審査結果通知書（様式第6号）により通知（郵送）する。
- 5 指名停止に関する報告  
競争入札参加者の資格を有する者は、国、地方公共団体、特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成11年法律第91号）第4

条第1項第9号の規定の適用を受けない法人を除く。)、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。)、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。)、地方公営企業(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。))又は長崎県の出資団体をいう。))から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始の日から起算して15日(15日目が長崎県の休日を定める条例(平成元年長崎県条例第43号)第1条第1項各号に掲げる休日(以下「休日」という。))に該当する場合は、その翌日(休日を除く。))以内に指名停止に関する報告書(様式第10号)を提出しなければならない。

6 3の(2)、3の(3)のカからコまで、4及び5に掲げる書類の様式は、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示(平成17年長崎県告示第474号)に定める様式(物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係るものに限る。)とする。

7 資格の有効期間及び更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和6年9月30日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和6年7月に実施する「県が発注する物品の競争入札参加資格の更新」の申請をすること。

8 資格の取消し等

(1) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(1)又は(3)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

(2) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

(3) 資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

### 長崎県告示第311号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の収納事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年4月15日

長崎県知事 大石 賢吾

1 委託年月日

令和4年4月1日

2 受託者の住所及び氏名

福岡県福岡市中央区舞鶴2丁目4番19号

九州信用漁業協同組合連合会 代表理事理事長 来村 寛記

3 委託事務

沿岸漁業改善資金の貸付けの事業に係る公金の収納事務

4 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

### 長崎県告示第312号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定を解除しようとする旨の通知を受けた。

令和4年4月15日

長崎県知事 大石 賢吾

1(1) 解除予定保安林の所在場所

諫早市高来町善住寺字大山1106の1（次の図に示す部分に限る。）

- (2) 保安林として指定された目的  
水源の涵養
  - (3) 解除の理由  
道路用地とするため
- 2(1) 解除予定保安林の所在場所  
諫早市高来町善住寺字大山1106の35（次の図に示す部分に限る。）
  - (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - (3) 解除の理由  
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を県庁農林部林政課及び諫早市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 長崎県告示第313号

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

令和4年4月15日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 解除予定保安林の所在場所  
諫早市高来町善住寺字大山1106の1・1106の35（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
  - 2 保安林として指定された目的  
公衆の保健
  - 3 解除の理由  
道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を県庁農林部林政課及び諫早市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 公 告

### 一般競争入札の実施（公告）

物品の借入れについて一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和4年4月15日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 一般競争入札に付する事項  
四重極飛行時間型高速液体クロマトグラフ質量分析装置一式の賃貸借
  - (1) 借入物品及び数量  
入札説明書による。
  - (2) 借入物品の特質等  
入札説明書による。
  - (3) 借入期間  
令和4年10月1日から令和11年9月30日まで
  - (4) 納入場所及び条件  
入札説明書による。
  - (5) 入札の方法  
前記(1)の物件を一括して入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札参加資格
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当

しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。

- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
  - (3) 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に基づき、物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係る競争参加資格を得ていること。
  - (4) この公告の日から10の開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
  - (5) この公告の日から10の開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- 3 入札参加資格を得るための申請の方法等
- 前記2の(3)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、本県所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。
- 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先
- (住所) 〒850-8570長崎市尾上町3番1号
- (名称) 長崎県出納局物品管理室
- (電話) 095-895-2884
- (提出期限) 令和4年5月9日(月)午後5時
- 4 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称等
- (住所) 〒856-0026長崎県大村市池田二丁目1306-11
- (名称) 長崎県環境保健研究センター
- (電話) 0957-48-7560
- 5 入札参加条件
- (1) この入札に参加を希望する者は、入札説明書の別記に掲げる納入しようとする物品の機能等証明書を作成し、4の部局へ期限内に提出しなければならない。また、4の部局から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
  - (2) 機能等証明書の提出期限  
令和4年5月11日(水)午後5時
- 6 契約条項を示す場所
- 4の部局等とする。
- 7 入札説明書の交付方法
- 長崎県環境保健研究センターのホームページ上 (<https://www.pref.nagasaki.jp/section/kankyoc/>) において掲載する。
- 8 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨
- 9 入札書の提出場所及び提出期限等
- (提出期限) 令和4年5月30日(月)午後5時
- (提出場所) 長崎県環境保健研究センター
- (提出方法) 直接又は書留郵便により、提出期限内必着のこと。
- 10 開札の日時及び場所
- (日時) 令和4年5月31日(火)午後2時
- (場所) 長崎県環境保健研究センター 1階 研修室
- 開札当日が悪天候(大雨、台風接近等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に4の部局に確認すること。
- 11 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金  
免除する。

## (2) 契約保証金

契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 長崎県環境保健研究センター所長を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出する場合

なお、「同規模」の判断は、契約金額の月額に48を乗じて得た額に応じて次の区分で提出すること。

a 2,000万円以上

b 2,000万円未満500万円以上

c 500万円未満

## 12 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

## 13 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(9)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

(2) 入札者が法令の規定に違反したとき。

(3) 入札者が連合して入札をしたとき。

(4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

(5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。

(6) 入札書が所定の日時までに到達しないとき。

(7) 納入予定物品が、仕様を満たすものと認められなかったとき。

(8) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(9) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(10) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。

(11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等入札者の意思表示が確認できないとき。

(12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。

(13) 入札書の首標金額が訂正されているとき。

(14) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

## 14 落札者の決定方法

(1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。

(2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

(4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

## 15 その他

(1) 契約書の作成を要する。

(2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。

(3) 調達手続の停止等

この調達契約にかかる苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。

(4) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) Nature and quantity of the products and services to be on lease:  
Leasing contract of a liquid chromatography quadrupole time-of-flight mass spectrometry (LC-QTOFMS) system. Quantity: 1 (one) set.
- (2) Lease period:  
October 1, 2022 through September 30, 2029
- (3) Delivery place:  
Please see attached information
- (4) Time-limit for tender by registered mail:  
5:00 pm on May 30, 2022
- (5) Date and time for the opening of tenders:  
2:00 pm on May 31, 2022
- (6) Point of Contact:  
Nagasaki Prefectural Institute for Environmental Research and Public Health,  
2-1306-11 Ikeda, Omura City,  
Nagasaki Prefecture, 856-0026, JAPAN  
Tel: 0957-48-7560

**特定計量器定期検査の実施（公告）**

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和4年4月15日

長崎県知事 大石 賢吾

1 検査区分・実施区域・検査場所及び検査日時

壱岐市

検査区分	実施区域	検査場所	検査日	検査時間
集合検査	芦辺町瀬戸・箱崎地区	壱岐市役所 箱崎出張所	5月11日（水）	9時30分から10時30分まで
	芦辺町那賀地区	壱岐市役所 那賀出張所		11時から12時まで
	芦辺町八幡浦・田河・芦辺浦地区	壱岐市役所 芦辺支所		13時30分から15時30分まで
同 上	勝本町浦部・在部地区	勝本地区公民館	5月12日（木）	9時30分から12時まで
	勝本町湯本地区	壱岐市役所 湯本出張所		13時30分から14時30分まで
同 上	郷ノ浦町地区	壱岐の島ホール地下駐車場	5月18日（水）	9時30分から12時まで 13時から15時まで
同 上	郷ノ浦町地区	壱岐の島ホール地下駐車場	5月19日（木）	9時30分から12時まで 13時から15時まで
同 上	石田町全地区	壱岐市役所 石田支所	5月20日（金）	9時30分から11時30分まで
所在場所検査	計量器の所在の場所		5月10日から 5月20日まで 土曜・日曜 は除く	10時から12時まで 13時から17時まで

2 検査の対象となる特定計量器

取引又は証明に使用する特定計量器

3 検査の実施機関

指定定期検査機関 (一社) 長崎県計量協会

**大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和4年4月15日

長崎県知事 大石 賢吾

**1 大規模小売店舗の名称及び所在地**

エレナ三和店

長崎県長崎市布巻町字瓜生川987番地1 外

**2 届出の概要****(1) 届出者の氏名又は名称及び住所**

有限会社中村商事

長崎県佐世保市大塔町6番地1

**(2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計**

変更前 2,014平方メートル

変更後 1,272平方メートル

**(3) 駐輪場の位置及び収容台数**

変更前 設置なし

変更後 7台

**(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量**

変更前 建物内東側 13.50立方メートル

変更後 建物内東側 16.46立方メートル

**(5) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻**

変更前 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後8時

変更後 開店時刻 午前7時 閉店時刻 午後10時

**(6) 来客が駐車場を利用することができる時間帯**

変更前 午前9時30分から午後8時30分

変更後 午前6時30分から午後10時30分

**3 意見書の概要****(1) 意見書を提出した者**

長崎市長 田上 富久

**(2) 意見書の内容****◎ 廃棄物対策課**

① 工作物（舗装道路含む）の新築、改築又は除去に伴って生じる伐採材や各種廃材（廃木材、コンクリート破片、アスファルト破片等）は、産業廃棄物に該当しますので、適正に処理してください。

② 当該施設内において、利用客が廃棄する廃棄物は一般廃棄物となりますが、当該施設内にある各事業者（店舗等）から発生する廃棄物については、一部の品目を除き産業廃棄物となりますので、当該施設関係者、一般廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物収集運搬業者間の連携により、分別と処理が確実に行われるようにしてください。

③ 廃棄物の保管については、一般廃棄物、産業廃棄物とも保管基準を遵守し、悪臭の発生等がないようにしてください。

**◎ 土木総務課**

① 敷地内の里道および水路の取り扱いについて、土木総務課と協議をお願いします。（原則として付替えが必要です。）

**◎ 景観推進室****① 景観について**

当該地区は長崎市景観計画に規定する一般地区に該当します。周囲の景観に調和した意匠とすることや、敷地の緑化など景観形成基準を遵守するとともに、外壁改修工事など、届出対象行為を行う場合は、景観計画区域内行為届出書を提出してください。

**② 屋外広告物について**

屋外広告物を掲出する場合は、事前協議を行い、長崎市屋外広告物条例を遵守してください。

#### 4 関係書類の縦覧

- (1) 縦覧期間  
公告の日から1月間
- (2) 縦覧場所  
長崎県産業労働部経営支援課及び長崎市商工部商工振興課

#### 大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和4年4月15日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
フレスポ福田West  
長崎県長崎市小浦町859-18 外26筆
- 2 届出の概要  
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- 3 意見書の概要
  - (1) 意見書を提出した者  
長崎市長 田上 富久
  - (2) 意見書の内容  
意見なし
- 4 関係書類の縦覧
  - (1) 縦覧期間  
公告の日から1月間
  - (2) 縦覧場所  
長崎県産業労働部経営支援課、長崎市商工部商工振興課

#### 大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和4年4月15日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
みらい長崎ココウォーク  
長崎県長崎市茂里町1番55号
- 2 届出の概要  
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- 3 意見書の概要
  - (1) 意見書を提出した者  
長崎市長 田上 富久
  - (2) 意見書の内容  
意見なし
- 4 関係書類の縦覧
  - (1) 縦覧期間  
公告の日から1月間
  - (2) 縦覧場所  
長崎県産業労働部経営支援課、長崎市商工部商工振興課

**大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和4年4月15日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
西友道の尾店  
長崎県長崎市葉山一丁目6-10
- 2 届出の概要
  - ① 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名に関する届出事項の変更
  - ② 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名に関する届出事項の変更
- 3 意見書の概要
  - (1) 意見書を提出した者  
長崎市長 田上 富久
  - (2) 意見書の内容  
意見なし
- 4 関係書類の縦覧
  - (1) 縦覧期間  
公告の日から1月間
  - (2) 縦覧場所  
長崎県産業労働部経営支援課、長崎市商工部商工振興課

**土地改良区の定款変更の認可（公告）**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和4年3月3日総会議決）を認可した。

令和4年4月15日

長崎県知事 大石 賢吾

土地改良区名 宮田土地改良区  
認可年月日 令和4年4月7日

**土地改良区の役員の就退任（公告）**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、南島原土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和4年4月15日

長崎県知事 大石 賢吾

就 任 役 員 理 事		退 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
志 岐 好 春	南島原市西有家町龍石5070番地63	志 岐 好 春	南島原市西有家町龍石5070番地63
酒 井 光 則	南島原市加津佐町丙3215番地	酒 井 光 則	南島原市加津佐町丙3215番地
吉 岡 博 幸	南島原市深江町丙1322番地	吉 岡 博 幸	南島原市深江町丙1322番地
木 下 勝 徳	南島原市加津佐町甲793番地	木 下 勝 徳	南島原市加津佐町甲793番地

水 田 勇	南島原市北有馬町己1118番地	本 多 新 一	南島原市南有馬町丁233番地
福 田 一 三	南島原市加津佐町乙4073番地	福 田 一 三	南島原市加津佐町乙4073番地
高 柳 善 幸	南島原市深江町丙104番地	高 柳 善 幸	南島原市深江町丙104番地
薄 田 俊 介	南島原市深江町丙1008番地	薄 田 俊 介	南島原市深江町丙1008番地
兵 藤 幸 徳	南島原市布津町丙751番地 1	兵 藤 幸 徳	南島原市布津町丙751番地 1
田 出 静 夫	南島原市有家町大苑1115番地 2	田 出 静 夫	南島原市有家町大苑1115番地 2
末 吉 秀 明	南島原市有家町原尾2704番地	末 吉 秀 明	南島原市有家町原尾2704番地
池 田 庄 治	南島原市西有家町見岳1133番地	池 田 庄 治	南島原市西有家町見岳1133番地
馬 場 大 十	南島原市北有馬町乙2154番地	馬 場 大 十	南島原市北有馬町乙2154番地
永 池 充 宏	南島原市北有馬町乙3223番地	永 池 充 宏	南島原市北有馬町乙3223番地
山 田 始	南島原市南有馬町己2207番地	山 田 始	南島原市南有馬町己2207番地
江 島 敏 彦	南島原市南有馬町丙1540番地	江 島 敏 彦	南島原市南有馬町丙1540番地
就 任 役 員 監 事		退 任 役 員 監 事	
下 田 康	南島原市深江町乙296番地 1	下 田 康	南島原市深江町乙296番地 1
高 木 和 則	南島原市北有馬町乙1773番地87	高 木 和 則	南島原市北有馬町乙1773番地87
森 野 学	南島原市西有家町慈恩寺2330番地 1		

**住宅確保要配慮者居住支援法人の指定（公告）**

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条に基づき、住宅確保要配慮者居住支援法人（以下「支援法人」という。）を指定したので、同法第41条第1項の規定により次のとおり公示する。

令和4年4月15日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 支援法人の名称  
合同会社 伴走舎
- 2 支援法人の住所  
長崎市赤迫2丁目5-5-1016
- 3 支援業務を行う事務所の所在地  
長崎市赤迫2丁目5-5-1016
- 4 指定年月日  
令和4年3月30日

- 1 支援法人の名称  
株式会社 CORE
- 2 支援法人の住所

- 佐世保市山祇町19番5号
- 3 支援業務を行う事務所の所在地  
佐世保市山祇町19番5号
- 4 指定年月日  
令和4年3月31日

## 公安委員会告示

### 長崎県公安委員会告示第18号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定に基づき、警備員又は警備員になろうとする者に対する検定を実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第7条の規定により、次のとおり公示する。

令和4年4月15日

長崎県公安委員会委員長 山中 勝義

- 検定を行う警備業務の種別及び区分  
施設警備業務2級
- 検定の日時、場所及び検定予定人員
  - 日時
    - 学科試験  
令和4年7月21日（木）午前10時から午後0時までの間
    - 実技試験  
令和4年8月30日（火）午後1時から午後5時までの間
  - 場所  
長崎県西彼杵郡時津町野田郷62番地 とぎつカナリーホール
  - 検定予定人員  
15人
- 受検資格  
受検資格は、警備員又は警備員になろうとする者で、次のいずれかに該当するものとする。
  - 長崎県内に住所を有する者
  - 長崎県内の営業所に属する警備員
- 検定試験内容
  - 学科試験
    - 警備業務に関する基本的な事項
    - 法令に関すること。
    - 警備業務対象施設における保安に関すること。
    - 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
  - 実技試験
    - 警備業務対象施設における保安に関すること。
    - 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
  - 検定の方法  
検定においては、学科試験に合格した者に対して実技試験を行う。  
なお、実技試験のみの受検はできない。
- 検定申請の手続
  - 申請期間、申請先等

申請期間	申請時間	申請先
令和4年4月25日（月）から同年5月13日（金）まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。	午前9時から午後4時まで	申請者の住所地を管轄する警察署又は申請者が警備員である場合は、その者が属する営業所の所在地を管轄する警察署

※ 検定申請の受付は、先着順とし、予定人員に達した場合は、申請期間の途中であっても締め切る。また、郵送による検定申請は受け付けない。

検定申請は、受検者本人が行うものとするが、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受検者本人の委任状を持参すること。

(2) 提出書類

ア 検定申請書 1通

イ 申請者が警備員である場合は、次に掲げるいずれかの書面

㊦ 申請者の住所地を管轄する警察署に書類を提出する場合は、住所地を疎明する書面 1通

㊧ 申請者の属する営業所の所在地を管轄する警察署に書類を提出する場合は、次に掲げるいずれかの書面

a 申請者の住所地を管轄する警察署と属する営業所の所在地を管轄する警察署が同一である場合は、住所地を疎明する書面又は当該営業所に属することを疎明する書面 いずれか1通

b 申請者の住所地を管轄する警察署と属する営業所の所在地を管轄する警察署が異なる場合は、当該営業所に属することを疎明する書面 1通

ウ 申請者が警備員でない場合は、住所地を疎明する書面 1通

エ 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽・正面・上三分身・無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2葉

6 検定手数料及び納付方法

(1) 検定手数料

16,000円

(2) 納付方法

検定申請時に、長崎県収入証紙により納付すること。

なお、検定申請の受付後は、納入された検定手数料は返還しない。

7 合格発表

本検定の合格発表は、当日検定場所において本人に対して行う。

8 その他

(1) 新型コロナウイルス感染症関係

新型コロナウイルス感染症の状況により、急遽、検定を中止する場合がある。

(2) 問合せ先

ア 長崎県内の最寄りの警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

イ 長崎県警察本部生活安全部生活環境課許可業務指導室営業第二係（警備業担当）（電話 095-820-0110 内線3185）

**長崎県公安委員会告示第19号**

長崎県地域交通安全活動推進委員及び長崎県地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則（平成17年長崎県公安委員会規則第8号）第7条の規定に基づき、地域交通安全活動推進委員の辞職を承認したので、同規則第8条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和4年4月15日

長崎県公安委員会委員長 山中 勝義

辞職を承認した者

氏名	活動区域	辞職を承認した日
松竹 清治	浦上警察署の管轄区域	令和4年4月4日

**選挙管理委員会告示**

**長崎県選挙管理委員会告示第20号**

令和4年2月20日執行の長崎県知事選挙に係る選挙の効力及び当選の効力に関し、西海市西海町面高郷1298番地宮崎伸一郎からなされた異議の申出について、次のとおり決定した。

令和4年4月15日

長崎県選挙管理委員会  
委員長 葺本 昭晴

## 決 定 書

異議申出人 長崎県西海市西海町面高郷1298番地  
宮 崎 伸 一 郎  
審 査 庁 長崎県選挙管理委員会

上記異議申出人（以下「申出人」という。）から令和4年3月7日付けでなされた同年2月20日執行の長崎県知事選挙（以下「本件選挙」という。）における選挙及び当選の効力に関する異議の申出について、長崎県選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は次のとおり決定する。

## 主 文

本件異議の申出を棄却する。

## 理 由

## 第1 異議の申出の要旨

本件異議申出書の内容及び本件異議申出書に添付された「証拠目録」と題された書類の内容並びに本件選挙において本件選挙の当選人大石賢吾（以下「本件当選人」という。）及びその確認団体から提出された文書図画から勘案したところ、本件異議の申出の要旨は次のとおりである。

- 1 新型コロナウイルス感染症への施策が本件選挙の最大の争点であったが、本件選挙における選挙公報又は本件当選人若しくは本件当選人を支援候補者とする確認団体である「新しい長崎県をつくる会」が頒布若しくは掲示した選挙運動若しくは政治活動用の文書図画における「コロナとたたかう医療専門家」、「元厚労省医系技官」、「コロナ対策は県民を守る県独自の対策で大石けんごに任せよう」及び「厚生労働省医政局地域医療計画課救急・周産期医療等対策室室長補佐として厚生労働行政に携わりつつ、新型コロナウイルス対策推進本部医療班を兼務し、コロナ対策の最前線で戦う」との記載は、実態と乖離した宣伝文言であり、実態を非常識なことまで誇張している。また、厚生労働省新型コロナウイルス対策推進本部医療班の勤務期間を考慮すれば、その勤務内容又は勤務実態は、「コロナ対策の最前線でたたかう」と謳うにはほど遠い状況であり、これらの行為は、本件選挙を有利に戦うための戦略であったと推認され、本件当選人の身分、経歴等の虚偽公表にあたり、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。）第235条（虚偽事項の公表罪）に該当するものである。
- 2 また、自民党長崎県連は、本件選挙の告示日以前において、機関決定することなく県連責任者の名称を無断で使用した「長崎県知事選に係る自民党県連推薦候補者のリーフレット等の送付について」と題する本件当選人への支援文書を自民党员等に約60万枚頒布したものであり、この行為も公選法第235条（虚偽事項の公表罪）に該当するものである。
- 3 本件当選人及び本件当選人の支援者らが、本件選挙が「コロナ禍」に対する対応、対策及びその措置等が重要な争点となるとの判断のもとで、あえて公選法第235条に係る行為を行ったと推測でき、また、本件当選人と次点候補者の得票差が541票であったことを考慮すると、本件選挙の無効及び本件当選人の当選無効が認められるべきである。
- 4 長崎県選挙管理委員会が本件異議の申出に係る決定をするにあたって、次の事項を調査、公表等することを要望する。
  - (1) 本件当選人の厚生労働省に勤務した実態（勤務時期、勤務機関名、役職、勤務状況及び勤務実績（報告書、研究論文）等の関連する事項）
  - (2) 本件当選人の感染症予防医学又は感染症に係る医療現場、医療研究等の事実
  - (3) 本件当選人のコロナ専門医としての次の事項

- ・いつ（何年何月から何年何月まで）
  - ・どこで（如何なる研究機関，如何なる医療施設）
  - ・如何様な医療活動を行ったか，またその実績
  - ・コロナ専門医としての研究論文又はコロナ専門医従事の実績報告書
- (4) Aの所有する公道に面した敷地にある駐車場に下の部分を絞って本件当選人のみ見えるようにした二連のぼりを告示日以前から20本ほど掲示していた事実があり，選挙管理委員会がこれを承認した事実
- (5) (4)の行為が公選法第147条に該当するかどうか
- (6) (4)の行為の実行者
- (7) 本件当選人のシルエットを掲載したポスターは，氏名類推事項に該当するとの認識である。このようなポスターが横行することに歯止めをかける必要があり，今後，司法の場で適否を確認する必要がある。

## 第2 法令の定め

- 1 公選法第205条は，第1項において「選挙の効力に関し異議の申出，審査の申立て又は訴訟の提起があった場合において，選挙の規定に違反することがあるときは選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合に限り，当該選挙管理委員会又は裁判所は，その選挙の全部又は一部の無効を決定し，裁決し又は判決しなければならない。」と規定している。
- 2 公選法第235条は，第1項において「当選を得又は得させる目的をもって公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者の身分，職業若しくは経歴，その者の政党その他の団体への所属，その者に係る候補者届出政党の候補者の届出，その者に係る参議院名簿届出政党等の届出又はその者に対する人若しくは政党その他の団体の推薦若しくは支持に関し虚偽の事項を公にした者は，2年以下の禁錮又は30万円以下の罰金に処する。」と規定している。
- また，第2項において「当選を得させない目的をもって公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者に関し虚偽の事項を公にし，又は事実をゆがめて公にした者は，4年以下の懲役若しくは禁錮又は100万円以下の罰金に処する。」と規定している。
- 3 公選法第251条は，「当選人がその選挙に関しこの章に掲げる罪（第235条の6，第236条の2，第245条，第246条第2号から第9号まで，第248条，第249条の2第3項から第5項まで及び第7項，第249条の3，第249条の4，第249条の5第1項及び第3項，第252条の2，第252条の3並びに第253条の罪を除く。）を犯し刑に処せられたときは，その当選人の当選は，無効とする。」と規定している。

## 第3 当委員会の判断

当委員会は，本件選挙の無効及び本件当選人の当選の無効について，次のとおり判断する。

- 1 選挙の効力について
- (1) 選挙の効力を争う争訟において，いかなる場合に選挙が無効とされるかは，公選法第205条第1項に規定されるように，選挙が選挙の規定に違反して行われ，かつ，その規定違反が選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合に限られる。
- ここでいう「選挙の規定に違反すること」とは，「主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること，又は直接そのような明文の規定がなくとも，選挙の管理執行の手續上，選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されること」（昭和61年2月18日最高裁判所第三小法廷判決）であり，「選挙人，候補者，選挙運動者等の選挙の取締りないし罰則規定違反の行為のごときは，これに当たるものではない」（同上）とされている。
- また，「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とは，「その違反がなかったならば，選挙の結果，すなわち候補者の当落に，現実に生じたところと異った結果の生ずる可能性のある場合をいうもの」（昭和29年9月24日最高裁判所第二小法廷判決）とされている。
- (2) これらを踏まえて検討するに，申出人が本件選挙の無効原因として主張するところは，本件当選人等が本件当選人の当選を得る目的をもって本件選挙に際し本件当選人の身分及び経歴等を詐称あるいは著しく誇張したという点にあるが，本件当選人等が選挙管理の任にある機関でないことはもとより，かかる行為が先にいう「選挙の規定に違反する」行為にあたらぬことは明らかである。
- なお，仮に，本件当選人等が本件選挙に関して公選法上の罰則に掲げる罪を犯したとしても，「公職選挙法はその違反者を処罰することによってこれら規定事項の遵守を期待しているのであって，その違法行為のために選挙を無効として再選挙を行うことを趣旨とするものではない」（前掲昭和61年2月18日最高裁判所第三小法廷判決）としつつ，「かような違法行為でも，そのために選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態を生じた場合には，選挙の自由公正が失われたもの

として、あるいは選挙を無効としなければならないことも考えられないではない」(同上)とする判例があるものの、本件選挙において、申出人が主張するところの違法行為によって選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられ、選挙の自由公正を著しく阻害されたといえる特段の事情が生じたと認められるに足りる証拠はない。

したがって、申出人が主張する公選法第235条の規定違反に該当する行為があったとする事由は、本件選挙を無効とする事由にはあたらない。

## 2 当選の効力について

(1) 当選の効力を争う争訟は、選挙の効力に関する争訟とは異なり、選挙そのものは有効に行われたことを前提として、何人かその選挙における正しい当選人であるかを争うものである。一般的には、選挙会において当選人と定められた者の当選が無効であるとするもの又はそこで落選者と決定された者が当選人であることを主張して選挙会の決定の取消しを求めるもののように、選挙会の決定の適不適を争うものであるとされている。(昭和23年9月25日最高裁判所第二小法廷判決、昭和25年5月9日最高裁判所第三小法廷判決)

また、当該争訟においていかなる場合に当選が無効とされるかは、判例において、「(当選無効)原因となり得べき違法事由には、当該当選人決定についての違法即ち、当選人を決定した機関の構成や決定手続の違法、各候補者の有効得票数の算定の違法、当選人となり得る資格の有無の認定に関する違法等のみがこれに当たるものと解するのが相当である。」(平成4年12月17日名古屋高等裁判所判決)とされている。

(2) これらを踏まえ、本件申出について検討するに、申出人が本件当選人の当選無効原因として主張するところは、本件当選人等が本件当選人の当選を得る目的をもって本件選挙に際し、本件当選人の身分及び経歴等を詐称あるいは著しく誇張したという点にあるが、これが先にいう当選人決定についての違法に当たるものでないことは明らかである。

公選法第251条において、当選人については、その罰則該当行為につき有罪判決が確定することにより当然にその当選を無効とする旨が定められていることに鑑みると、当選人等の行為の罰則該当の有無についての認定・判断は、専ら刑事上の訴追とその結果に委ねられているものと解すべきであり、仮に、本件当選人等が本件選挙に関して公選法上の罰則に掲げる罪を客観的に犯したとしても、本件当選人がその犯罪(ただし、公選法第251条所定の罪に限る。)により刑に処せられることのない限り、本件選挙に関して本件当選人等が現実に当該罰則該当の行為をしたという事実のみを理由として本件当選人の当選に係る異議の申出をすることはできないものと解される(平成4年12月17日名古屋高等裁判所判決同旨)。

したがって、申出人が主張する公選法第235条の規定違反に該当する行為があったとする事由は、本件当選人の当選を無効とする事由にはあたらない。

## 3 異議申出書中当委員会に対する要望について

「公職選挙において当選人と決定された者もしくは選挙運動総括主宰者等が公職選挙法のいずれかの罰則に違反する行為をしたか否か、これにつき如何なる刑に処すべきかの問題については、同法206条、207条所定の手続において異議決定もしくは訴願裁決をする選挙管理委員会または当選の効力に関する裁判をする裁判所はこれを審理判定する責務権限を有しない。」(昭和35年9月13日最高裁判所第三小法廷判決)とされていることを踏まえると、当委員会が申出人の要望に応じる理由はなく、また、本件要望は本件異議申出に係る当委員会の判断に何ら影響を与えるものではない。

## 4 結論

以上のとおり、申出人に係る異議の申出、すなわち、本件選挙が無効であること及び本件当選人の当選が無効であるとの主張は、いずれもその理由を欠くものであり、認容することはできない。

よって、当委員会は、主文のとおり決定する。

令和4年4月11日

長崎県選挙管理委員会

委員長 葺本 昭晴

委員 堀江 憲二

委員 高比良 末男

委員 久原 巻二

## 人事委員会公告

## 長崎県職員採用試験（大学卒業程度）の実施（公告）

令和4年度長崎県職員採用試験（大学卒業程度）の実施について、職員の任用に関する規則（昭和33年長崎県人事委員会規則第10号）第12条第1項の規定により次のとおり告知する。

令和4年4月15日

長崎県人事委員会  
委員長 水上 正博

## 1 試験職種及び職務内容

試験職種	職 務 内 容
行政 A	知事部局（本庁及び地方機関）、議会事務局または各種委員会事務局等における一般行政事務
交通局事務	交通局本局または各営業所における企画、庶務、経理、運行計画、広告宣伝、営業等の事務
教育事務	教育委員会事務局、地方機関（県立図書館等）、県立高校（県立中含む）、県立特別支援学校及び市町立小中学校における企画、庶務、経理等の事務
警察事務	警察本部または各警察署における庶務、経理等の事務
水産 農業 A 畜産 林業 農業土木 土木 A 建築 電気	知事部局（本庁及び地方機関）におけるそれぞれの専門的知識を活かした企画、調査、指導、監督、設計、研究等の業務
栄養士	知事部局（本庁及び地方機関）における専門的知識を活かした企画、調査、指導、監督、研究等の業務
社会福祉	知事部局（本庁及び地方機関）における専門的知識を活かした企画、調査、指導、相談等の業務

## 2 給与

令和4年4月1日現在の初任給月額額は182,200円（栄養士は188,400円）で、このほか住居手当、通勤手当、地域手当、特勤手当、期末手当、勤勉手当等の手当がそれぞれの支給要件に応じて支給される。ただし、初任給月額は、学歴や職歴に応じて決定される。

## 3 受験資格

次の(1)又は(2)を満たす者で、その他の各号に該当する者

- 平成5年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者〔学歴不問〕
- 平成13年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者または令和5年3月31日までに卒業見込みの者（人事委員会が同等の資格があると認める者を含む。）
- 日本国籍を有する者（「電気」「栄養士」を除く）
- 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定に該当しない者
- 次表の左欄に掲げる試験職種については、右欄に掲げる免許又は資格を有する者

試験職種	免許・資格
栄養士	管理栄養士の免許取得者又は令和5年3月31日までに行われる管理栄養士国家試験により免許取得見込みの者
社会福祉	社会福祉主事の任用資格を有する者又は令和5年3月31日までに同資格を取得見込みの者

## 4 第1次試験

## (1) 試験種目

教養試験及び専門試験（いずれも五肢択一式）

## (2) 試験の実施日

令和4年6月19日（日）

## (3) 試験地

長崎市、東京都及び大阪府

## (4) 第1次試験合格者発表

令和4年7月4日（月）に、長崎県庁玄関エントランスホール及び長崎県人事委員会のホームページに合格者の受験番号を掲示して発表するほか、合格者に書面で通知する。

## 5 第2次試験

## (1) 試験種目

人物試験（グループワーク及び個別面接）、論文試験又は専門論述試験、適性検査

なお、論文試験又は専門論述試験を実施する試験職種は、次表のとおりとする。

試験種目	試験職種
論文試験	行政A、交通局事務、教育事務、警察事務
専門論述試験	水産、農業A、畜産、林業、農業土木、土木A、建築、電気、栄養士、社会福祉

## (2) 試験の実施日及び試験場所

第1次試験の合格者に別途通知する。

## 6 最終合格発表

令和4年8月下旬に、長崎県庁玄関エントランスホール及び長崎県人事委員会のホームページに合格者の受験番号を掲示して発表するほか、受験者に可否を書面で通知する。

## 7 採用候補者名簿及び採用方法

(1) 人事委員会は試験職種ごとに採用候補者名簿を作成し、最終合格者の氏名及び得点を記載する。

(2) 任命権者は、採用候補者名簿に基づき、提示された者の中から採用を行う。

(3) 「3 受験資格」における(2)に該当する「卒業見込みの者」にあつては、令和5年3月31日までに卒業できない場合は、採用される資格を失う。

## 8 受験手続

## (1) 試験案内の入手方法

ア 長崎県人事委員会事務局、長崎県庁玄関エントランスホール、長崎・県央・県北・島原・五島（上五島支所含む）・壱岐・対馬の各振興局、東京・大阪の各事務所及び大瀬戸・田平の各土木維持管理事務所並びに長崎駅前・大村の各バスターミナルで入手する。

イ 郵便によって請求する。その場合は、140円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒（角形2号）を同封し、表に「大学卒業程度試験案内請求」と朱書きして、長崎県人事委員会事務局あて郵送する。

ウ 長崎県人事委員会のホームページからダウンロードする。

## (2) 受験の申込み

受験希望者は、長崎県電子申請システムにより受験申込書に所要事項を入力し、データを送信すること。

## (3) 申込受付期間及び申込受付時間

受付期間は令和4年5月2日（月）から5月20日（金）までとし、受付時間は5月20日（金）24時までとする。

## 9 点字及び拡大文字による試験等

試験職種「行政A」、「交通局事務」、「教育事務」、「警察事務」については、点字または拡大文字による受験ができる。ただし、拡大文字については、身体障害者手帳の交付を受けている者に限る。

## 10 その他

受験手続その他受験に関する問い合わせは、長崎県人事委員会事務局に行うこと。

長崎県人事委員会事務局

郵便番号 850-8570（住所記載不要）

電話 095-894-3542（直通）

095-824-1111 (代表) 内線 3542

## 有明海自動車航送船組合監査委員公告

### 定期監査結果に基づく措置の公表

令和3年9月24日付3有航監第10号の監査結果の報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年4月15日

有明海自動車航送船組合  
監査委員 藤井 一恵  
同 下田 芳之

4 有航第47号  
令和4年3月17日

有明海自動車航送船組合  
監査委員 藤井 一恵 様  
監査委員 瀧本磨毅穂 様

有明海自動車航送船組合  
管 理 者 栗林 堅一郎 印

### 監査の結果に係る措置について（通知）

令和3年9月24日付3有航監第10号の監査結果の報告に基づき、下記のとおり措置を講じたので通知します。

#### 記

#### 1 監査意見について

##### ア 誘客の促進について

新型コロナウイルス感染症が収束し、社会経済活動が回復することを見据え、早い段階から関係団体や旅行者と連携し、新しい生活様式に沿った利用者のニーズを的確に捉えたサービスの提供を図るなど、さらなる誘客促進に努められたい。

##### イ 管理部門の人材育成について

管理部門の職員については、当年度末に1人が退職し、現在9人となっている。

中堅層の職員が少なく、若手職員が多いことから、若手職員を中心に外部研修受講の機会の増大や、体系的な研修計画の策定などをこれまで行っているが、引き続き継続的な人材育成に努められたい。

##### ウ 将来に向けた経営のあり方等について

当組合においては、平成29年度に安全運航を基本とし、低運賃の維持と3隻保有による運航体制を維持することなどを内容とする「有明フェリー中期目標」を策定し、船舶の更新計画等に取り組んできているが、令和2年度は収支が悪化し、10期連続の黒字から赤字に転落しており、船舶の更新や退職者の補充ができていない状況にある。

「有明フェリー中期計画」については、令和3年度に計画期間が終了するが、航送船事業を取り巻く経営環境は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に加え、今後の急速な人口減少や保有する船舶の老朽化など一層厳しさを増している。

このような状況の中、将来にわたり安定的な事業を継続するためには、経営の指針となるべき中長期的な経営計画を策定し計画的な経営を行うことが求められる。このため、長崎・熊本両県とも緊密に協議を行いながら、令和4年度以降の経営計画について策定を進めるよう努められたい。

なお、計画策定後は経営計画に基づく取組と毎年度の進捗管理や計画と実績との乖離検証、さらに、その結果を踏まえた定期的な見直しを行っていく必要がある。

#### 2 講じた措置

ア 令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の拡大により社会経済活動が抑制され、不要不急の外出自粛やイベント中止等の影響による観光需要の低下で、輸送台数の大部分を占める乗用車が大きく落ち込んだことにより、輸送実績は対前年度比で3割強の減少となりました。

令和3年度においても、厳しい状況が続いているが、引き続きお客様に安心して利用していただくため、感染防止対策を徹底し、コロナ禍でニーズが高まったマイクロツーリズムや感染症収束後の観光需要の高まりに注視し、地元市町や観光協会など関係団体と連携を図りながら、誘客促進に努めてまいります。

イ 管理部門の人材育成については、体系的な研修計画の策定を行い、階層別研修及び実務研修に職員を参加

させていただきました。

今後も、職員の業務内容等を考慮し、引き続き研修参加の機会を設け、人材育成に努めてまいります。

ウ 将来に向けた経営の指針となるべき計画の策定については、新型コロナウイルス感染第5波収束後の回復状況を踏まえた収支見通しを基に進めていたところであったが、国内では感染第6波が急拡大し、また、一般の世界情勢の悪化による原油価格の急激な高騰で、経営計画の指標となる収支見通しは一層不透明で難しい状況にあります。

このような状況下で、有明フェリー中期目標の中核であった船舶の更新については、コロナ禍後の輸送台数の回復を見据え、慎重に判断しなければならないことから、今回サンライズ車両甲板改修による延命化工事を実施し、3隻保有体制の維持に努めてきたところである。

経営の指針となるべき経営計画の策定については、中期目標に引き続き船舶保有体制が計画の中核になることから、今後の利用動向、原油市場等の状況を注視し、熊本・長崎両県と協議を行いながら、なるべく早期の策定に努めてまいります。

### 3 是正・改善を検討すべき事項

#### ア 乗客の転落事故について

乗客が可動橋から海中に転落する事故が起きている。事故後作成された「乗船から出港までの作業マニュアル」を遵守し、安全な運航に努めること。

#### イ 入札保証金及び契約保証金の免除について

「入札保証金及び契約保証金に係る事務取扱要領」に、契約金額に関係なく特定の業種の事業者の入札保証金及び契約保証金を免除する規定が設けられている。

当該規定は、入札保証金及び契約保証金を免除できる要件を定めた地方自治法施行令の趣旨に照らし適切でないことから、同要領の内容を見直すこと。

#### ウ 工事請負費の予定価格について

長洲港フェリーターミナルEV改修工事において、積算価格（消費税等抜き、設計金額）17,940,000円から減額し、予定価格（消費税抜き）17,500,000円と歩切りを行っている。予定価格を定めるにあたり、歩切を行わないこと。

### 4 講じた措置

#### ア 乗客の転落事故について

乗船から出航までの作業マニュアルに則り、一般旅客の乗船は人道橋とすることを徹底し、事故のない安全な運航に努めてまいります。

#### イ 入札保証金及び契約保証金の免除について

入札保証金及び契約保証金に係る事務取扱要領については、地方自治法施行令の趣旨に反しないよう内容の見直しに努めてまいります。

#### ウ 工事請負費の予定価格について

建設工事請負費の予定価格については、公共工事の品質確保の促進に関する法律を遵守し、今後は予定価格の歩切りを行わないよう適正な事務処理に努めてまいります。

### 財政援助団体等の監査結果に基づく措置の公表

令和3年9月24日付3有航監第14号の監査結果の報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年4月15日

有明海自動車航送船組合  
監査委員 藤井 一恵  
同 下田 芳之

4 有 航 第 4 9 号  
令和4年3月17日

有明海自動車航送船組合

監査委員 藤井 一恵 様

監査委員 瀨本磨毅穂 様

有明海自動車航送船組合

管 理 者 栗 林 堅 一 郎 印

監査の結果に係る措置について（通知）

令和3年9月24日付3有航監第14号で提出された監査結果の報告に基づき、別紙のとおり措置を講じましたので通知します。

## 令和3年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管：有明海自動車航送船組合		
【有明フェリー振興株式会社】		
意見（団体）	<p>1 役員報酬の支払いについて 定款の規定では役員の報酬については、株主総会の決議によって支払うことになっているが、決議を得ないで支払いが行われている。 株主総会での決議を得ること。</p>	<p>定款25条の規定に従い、取締役会において毎年報酬を決定し、株主総会の決議を得ることとする。</p>
意見（団体）	<p>2 役員の退職金の支払いについて 役員の退職金の支払について、役員退職金規程に基づく取締役会での金額の決定、株主総会での当該金額の承認がなされないまま支払いが行われている。 取締役会、株主総会での決議、承認を得ること。</p>	<p>役員退職金規程に従い、役員退職金は取締役会の協議によって決定し、株主総会において承認された額を支給することとする。</p>
意見（団体）	<p>3 労働基準法36条に基づく労使協定について 労働基準法第36条に基づく協定が締結されているが、実際に時間外勤務命令の対象となる労働者の一部を協定の対象者に含めていない。 船内で売店業務に従事することから船員として取り扱うのであれば、他の船員と同様に船員法第64条の2に基づく労使協定の対象に含めること。</p>	<p>船内で売店業務に従事することから、他の船員と同様に船員法第64条の2に基づく労使協定の対象に含めることとする。</p>

発行者  
長崎県  
長崎市尾上町三番一号

電話代表  
直通  
(八九五) 二二一四一

印刷所  
長崎市樺島町八番十二号

株式会社  
寺田宏  
弥ト